

# 介護予防短期入所療養介護 利用料金表

## 1. 基本サービス費用

在宅復帰・在宅療養支援等指標（巻末参照）による値

20～39・・・基本型 → 人員配置区分（基本型）

40～59・・・加算型 → 人員配置区分（基本型） + 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

60～69・・・在宅強化型 → 人員配置区分（在宅強化型）

70～・・・超強化型 → 人員配置区分（在宅強化型） + 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）

### （基本型）

介護度	1割負担額 （自己負担額）	
	要支援1	多床室
従来型個室		611円
要支援2	多床室	817円
	従来型個室	766円

### （在宅強化型）

介護度	1割負担額 （自己負担額）	
	要支援1	多床室
従来型個室		670円
要支援2	多床室	880円
	従来型個室	821円

## 2. その他の介護保険給付費用

### ● 夜勤職員配置加算…1日25円

夜勤勤務時間帯に職員を手厚く配置した場合に算定

### ● サービス提供体制強化加算（III）…1日7円

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合に算定。

### ● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）…1日54円

在宅復帰・在宅療養支援等指標（巻末参照）が40以上であること。

地域に貢献する活動を行っていること。

人員配置区分が基本型を算定していること。

### ● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）…1日54円

在宅復帰・在宅療養支援等指標（巻末参照）が70以上であること。

地域に貢献する活動を行っていること。

人員配置区分が在宅強化型を算定していること。

### ● 送迎加算…片道につき193円〔該当者〕

入所時及び退所時、ご自宅までの送迎を行った場合に算定。

### ● 個別リハビリテーション実施加算…1日251円〔該当者〕

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上個別リハビリテーションを行った場合。

● 療養食加算…1回9円〔該当者〕

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合、1食を1回として1日につき3回を限度として算定。

● 認知症行動・心理症状緊急対応加算…1日209円〔該当者〕

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方で、利用開始日から起算して7日を上限として算定。

● 若年性認知症利用者受入加算…1日126円〔該当者〕

当施設でお受け入れした若年性認知症のご利用者ごとに個別の担当者を定めて対応させていただいた場合に算定。

● 緊急時治療加算…1日534円〔該当者〕

ご利用者様の容態が急変した場合、緊急時に所定の処置等を行った場合に算定。

● 総合医学管理加算…1日288円

診療方針を定め、治療管理として投薬、検査注射、処置を行い、その記録を診療録に残し、文書にて提出した場合 利用中10日限度

● 口腔連強化加算…1日53円

事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、一月に1回限り所定単位を加算

● 生産性向上推進体制加算…1月11円

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供している場合

● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…所定単位数の39/1000

● 特定処遇改善加算（Ⅱ）…所定単位数の17/1000

※ 介護予防短期入所療養介護サービス費・加算料金は介護保険法規定に基づき、基本1割または（2割・3割）を徴収しております。

※ 地域加算により東大阪市は5級地にて1単位=10.45円となります。

3. 介護サービス費以外の諸経費（食事代、滞在費）非課税

食費	滞在費	1日あたり
朝食 300円 昼食 680円 (おやつ含む) 夕食 600円	650円 (多床室)	2,230円
	2,100円 (従来型個室)	3,680円

4. その他の料金 税込

	特別室代	個室代	二人部屋代
日額	8,800円	4,400円	2,200円

◎ 洗濯は原則としてご家族でお願いいたしますが、ご希望の方は相談に応じます。

## 負担限度額区分について

利用者 負担段階	区 分	食 費	滞在費	
			従来型個室	多床室
第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者の方</li> <li>生活保護被保護者の方</li> <li>負担限度額が第一段階の基準を適用すれば、被保護者とならない方</li> </ul>	300円	490円	0円
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入が年80万円以下の方</li> <li>負担限度額が第二段階の基準を適用すれば、被保護者とならない方</li> </ul>	600円	490円	370円
第三段階 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入が年80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	1,000円	1,310円	370円
第三段階 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入が年80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	1,300円	1,310円	370円

## 在宅復帰・在宅療養支援等指標

下記 A~J の評価項目について、項目に応じた値を足し合わせた値（最高値 90）。

<p>A.在宅復帰率</p> <p>算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合</p>	<p>20：50%を超える場合</p> <p>10：50%以下かつ30%を超える場合</p> <p>0：30%以下</p>
<p>B.ベッド回転率</p> <p>三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数</p>	<p>20：10%以上</p> <p>10：10%未満かつ5%以上</p> <p>0：5%未満</p>
<p>C.入所前後訪問指導割合</p> <p>算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えとも込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（※1）を行った者の占める割合</p>	<p>10：35%以上</p> <p>5：35%未満かつ15%以上</p> <p>0：15%未満</p>
<p>D.退所前後訪問指導割合</p> <p>算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えとも見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（※2）の占める割合</p>	<p>10：35%以上</p> <p>5：35%未満かつ15%以上</p> <p>0：15%未満</p>

E.居宅サービスの実施数 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む）における実施数	5：3つのサービスを実施 3：2種類のサービス（訪問リハ含む）を実施 1：いずれか2種類のサービスを実施
F.リハ職専門の配置割合 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数	5：5（PT/OT/ST いずれも配置） 3：5以上 2：3以上
G.支援相談員の配置割合 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数	5：3以上（社会福祉士配置あり） 3：3以上（社会福祉士配置なし） 1：2以上
H.要介護4又は5の割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合	5：50%以上 3：50%未満かつ35%以上 0：35%未満
I.喀痰吸引の実施割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合	5：10%以上 3：10%未満かつ5%以上 0：5%未満
J.経管栄養の実施割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合	5：10%以上 3：10%未満かつ5%以上 0：5%未満

(※1) 退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。

(※2) 退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。

令和6年4月1日より適用  
医療法人 寿山会 介護老人保健施設 ヴァンベール